

空き家に対する法律をご存知ですか？



空き家対策特別措置法 (平成 27 年 2 月施行)

適正な管理がなされていない空き家等が防災・衛生・景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空き家等活用のため対応が必要ということで、この法律が制定されました。

この空き家対策特別措置法では、管理不十分とされる危険空き家は、行政による代執行が可能で、かかった費用は、所有者に請求されることとなります。

使わない家も管理しなければならない！？

建物は個人の財産であり、所有者・管理者の方がご自身で維持管理していく必要があります。

所有する土地や建物が原因で近隣の家屋や通行人に被害を与えた場合は、その所有者・管理者は損害賠償など管理責任を問われることがあります。



それぞれの家の状態にあった内容をご提案します。



空き家の管理、賃貸、売買、活用など、お気軽にご相談ください！

空き家に関する無料相談窓口



特定非営利活動法人
空き家コンシェルジュ

Tel・Fax 0744-35-6211

檀原事務所 〒634-0075 奈良県檀原市小房町 9-32

ホームページ <http://www.akiyaconciierge.com>

